

鉄道車両等生産動態統計調査要綱（案）

平成20年 月 日承認
平成21年 4月 1日施行

目的

この統計調査は統計法（昭22.5.1法18）に基づいて、鉄道車両及び同部品製造業、鉄道信号保安装置並びに索道搬器運行装置製造業の生産動態統計調査を施行し、もって当該事業の生産の動態を明らかにすることを目的とする。

事項

この統計調査は次に掲げる調査事項について行い、生産品のうち索引番号は、「鉄道車両等品目分類表」により行う。

生産品

- (1) 鉄道車両生産（新造）統計調査（第1号様式）
 - ア 索引番号
 - イ 需要先
 - ウ 月間受注両数及び金額
 - エ 月間生産両数及び金額
 - オ 月末手持両数及び金額
- (2) 鉄道車両生産（改造・修理）統計調査（第2号様式）
 - ア 生産形式
 - イ 索引番号
 - ウ 需要先
 - エ 期間受注両数及び金額
 - オ 期間生産両数及び金額
 - カ 期末手持両数及び金額
- (3) 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査（第3号様式）
 - ア 索引番号
 - イ 期間生産数量及び金額
 - ウ 納入先
 - エ 期間出荷数及び金額
 - オ 期末在庫数量及び金額
- (4) 索道搬器運行装置生産統計調査（第4号様式）
 - ア 索引番号
 - イ 期間受注数量及び金額
 - ウ 期間生産数量及び金額
 - エ 期末手持数量及び金額

範囲

この統計調査は全国の鉄道車両（新造）、鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造を行う事業所（次に掲げる事業所を除く。）であって、これらの製造に常時10人以上の従業員を使用するものについて行う。

- 1 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理のみを行う事業所
- 2 自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品、鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造のみを行う事業所

期日

この統計調査は鉄道車両生産（新造）統計調査にあつては毎月末現在、鉄道車両生産（改造・修理）統計調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査並びに索道搬器運行装置生産統計調査にあつては毎四半期末現在によって行うものとする。

方法

この統計調査は次に定める方法によって行うほか、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに、国土交通大臣に調査票が提出されたものとみなす。

- 1 調査票は、国土交通大臣が当該事業所の管理責任者に対し郵送により配布する。
- 2 調査票の配布を受けた各事業所の管理責任者は、配布を受けてから所定事項を記入し、記名のうえ、鉄道車両生産（新造）統計調査にあつては調査月の翌月15日までに、鉄道車両生産（改造・修理）統計調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査並びに索道搬器運行装置生産統計調査にあつては調査四半期の翌月15日までに国土交通大臣に提出しなければならない。

集計事項

生産品について、次の事項を集計する。

- (1) 鉄道車両（新造）
 - ア 車種別新造合計受注、生産、手持両数及び金額
 - イ 車種別新造国内向け受注、生産、手持両数及び金額
 - ウ 車種別新造輸出向け受注、生産、手持両数及び金額
- (2) 鉄道車両（改造・修理）
 - ア 車種別総計、受注、生産、期末手持両数及び金額
 - イ 車種別改造（合計、国内向、輸出）受注、生産、手持両数及び金額
 - ウ 車種別修理（合計、国内向、輸出）受注、生産、手持両数及び金額
- (3) 鉄道車両部品
 - ア 品目別生産、出荷、在庫数量及び金額
 - イ 納入先別出荷内訳
- (4) 鉄道信号保安装置
 - ア 品目別生産、出荷、在庫数量及び金額

- イ 納入先別出荷内訳
- (5) 索道搬器運行装置
 - ア 品目別受注数量及び金額
 - イ 品目別生産、手持数量及び金額

集計方法

国土交通大臣は、自ら受理した調査票を審査集計する。

結果の公表の方法及び期日

- 1 国土交通大臣は集計結果を鉄道車両生産（新造）統計調査にあつては月報により、鉄道車両生産（改造・修理）統計調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査並びに索道搬器運行装置統計調査にあつては四半期報により、年度の集計結果を年報により公表する。
- 2 公表の期日は、月報については、調査月の翌月末日までに、四半期報については、調査四半期の翌々月末日までに、年報については、調査年度の翌年度9月末日までに公表する。

関係書類の保存期間及び保存責任者

国土交通大臣の保存する調査票又は電磁的記録の保存期間は、2年とし、国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は、5年とする。

保存責任者は国土交通大臣とする。

経費の概算〔略〕

鉄道車両等品目分類表〔略〕

第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式〔略〕